

奈良県立商業高等学校の体育館シューズの販売業者見積要項

令和3年4月に開校する奈良県立商業高等学校（以下、「県立商業高校」という。）の体育館シューズ販売業者を選定するため、見積競争を実施する。

令和2年11月19日

奈良県立奈良情報商業高等学校長 吉田 浩一

1 販売を委託する品目・期間

別添「体育館シューズ仕様書」のとおり

2 参加資格

- (1) 過去5年間（平成27年度～令和元年度）に、奈良県内の公立学校に納入実績がある体育館シューズ販売業者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 銀行の取引停止又は差し押さえを受けていない者であること。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと。またはそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと
- (5) 販売業者となった場合、以下のアフターサービスを実施できること
 - ア 体育館シューズの常備在庫と販売体制を確保すること
 - イ 生徒等への体育館シューズの引き渡し後1年間、発見された隠れた瑕疵について、無償で修理又は取替え納品を行うこと
 - ウ 生徒等からの修理等の依頼は随時受け付けること
 - エ 体育館シューズの修理は、通常の使用によって生じた故障については消耗部材を除き無料とすること。
 - オ 販売委託期間（令和3年4月～令和6年3月）満了又は販売委託解除後も、販売した体育館シューズについては、それを使用している生徒が在籍期間中は責任をもって保証すること。

3 提出書類等

- (1) 提出書類：①見積書（様式任意）
仕様書の品名ごとに1足の税抜金額を記載してください。
②体育館シューズ納入実績一覧
- (2) 提出期限：令和2年12月11日（金）午後1時必着
- (3) 提出方法：持参又は郵送
- (4) 提出先及び問い合わせ先
奈良県立奈良情報商業高等学校
〒633-0051 奈良県桜井市河西770 （担当）真部（まなべ）
TEL：0744-42-4014

4 比較判定

- ・令和2年12月11日午後2時から開封します。
- ・最低価格揭示者をもって指定業者に決定します。
- ・同額の場合は、くじにより指定業者を決定します。その場合、該当業者に連絡いたします。
- ・結果は、各見積書提出業者に通知します。

5 その他

- ・販売金額は見積金額に100分の110を乗じた金額とします。その金額に円未満の端数が生じる場合は、切り捨てることとします。